

第25回 安来市農業委員会議事録

平成28年7月21日 午後2時00分 第25回安来市農業委員会会議を安来市伯太庁舎会議室に招集する。

1. 出席委員

2番	安松 智君	3番	青藤 治道君	4番	大櫃 和則君		
5番	板垣 裕志君	6番	藤原 明紀君	7番	秋間千枝子君	8番	増田 和夫君
9番	北川 正幸君	10番	伊藤 聡彦君	11番	山本 朝來君	12番	長谷川雅博君
13番	新田 里恵君	14番	根來 茂樹君	15番	永田 正満君	16番	塩見 秀雄君
17番	富田由美子君	18番	谷川 忠美君	19番	妹尾 茂君	20番	田邊チカ子君
22番	板金 悟君	23番	渡邊 克実君	24番	小川 聡君	25番	岩田 繁樹君
26番	佐々木吉茂君	27番	山崎 雅三君	28番	加藤 昭彦君	29番	宮本 重徳君
30番	福田 渉君	31番	岡田 一夫君	32番	吉村 正君	33番	小藤 昇君
34番	渡邊 憲治君	35番	齋藤 哲君	36番	田中 通夫君		

2. 欠席委員

1番 小林 智弘君 37番 渡辺 和則君

3. 出席事務局

竹内 章二君 細田 正樹君 兒玉 尚子君

4. 議事案件

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定 7月21日 1日
日程第 3	議第 97号 農地法第2条の規定による非農地証明願について
日程第 4	議第 98号 農地法第5条の規定による許可を受けた農地転用事業計画の変更申請について
日程第 5	議第 99号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 6	議第100号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 7	報第110号 農地法第4条の規定による届出について
日程第 8	議第101号 農用地利用集積計画の決定について
日程第 9	報第111号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第10	報第112号 公共事業に伴う廃土処理に係る届出について
日程第11	報第113号 土地改良区からの地目変更届出の通知について

5. 議事

事務局：竹内 章二君

定刻になりましたので、只今から第25回安来市農業委員会を始めさせていただきたいと思います。それでは、本日お手元に配布しております資料は日程、申請総括表であります。ご確認をお願いします。初めに、田中会長のあいさつをお願いいたします。

議長：田中 通夫君

【挨拶】

議長：田中 通夫君

本日の会議について事務局から報告願います。

事務局：竹内 章二君

本日の会議ですが、農業委員会等に関する法律 第21条第3項に基づき定足数に達しましたので、第25回安来市農業委員会の会議を開催します。

議長：田中 通夫君

欠席委員はありますか。

事務局：竹内 章二君

1番 小林委員、37番 渡辺和則委員です。

議長：田中 通夫君

日程第1 議事録署名委員の指名 を議題といたします。議事録署名委員は、委員会会議規則第13条により13番 新田委員、14番 根來委員を指名いたします。

議長：田中 通夫君

日程第2 会期の決定を議題とします。お諮りいたします。今会議は本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

【異議なしの声多数】

議長：田中 通夫君

ご異議なしと認めます。よって会議は本日1日と決定いたしました。

議長：田中 通夫君

日程第3 議第97号 農地法第2条の規定による非農地証明願について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：細田 正樹君

2ページをご覧ください。議第97号 農地法第2条の規定による非農地証明願について 上記のことについて、別紙のとおり非農地証明願の提出がありましたので審議をを求めるものです。3ページに案件の内容、4ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。

本申請地は、昭和50年頃、耕作不便な山あいの奥地にあることから耕作されなくなりました。その後、昭和51年頃に杉の木が植栽され、樹木も繁茂し農地として利用できない状態となり現在に至っています。

また、しまね東部森林組合が施行する 島根県合板・製材生産性強化対策事業 で 森林作業道の開設をすることから証明願があったものです。以上です。

議長：田中 通夫君

事務局の説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について26番 佐々木委員 お願いします。

26番 佐々木 吉茂君

26番 佐々木です。1番の案件について申請場所の説明をします。伯太庁舎前から安来伯太日南線を南方面に行き、最初の信号から約500m南に行ったところに交差点があります。そこを左方向に行き、井尻の街中に入ります。そこから、約500m行きますと左方向に守合という集落へ行く道があります。この守合の集落へ向かって約1km進み、左側の道路から200m程上がったところが申請場所です。

議長：田中 通夫君

次に現地調査4班の調査報告を23番 渡邊 克実委員 お願いします。

23番 渡邊 克実君

23番 渡邊です。今月の調査班は4班で長谷川班長をはじめ、宮本委員、岩田委員、北川委員、藤原委員と私の6名、事務局より竹内局長と細田主査に同行いただき、昨日7月20日午後1時30分より事務局で説明を受けた後、現地に向かいました。それでは、本案件の非農地証明の現地調査について報告します。現地では地元委員の佐々木委員より説明を受けました。現地はほとんど杉の木が植栽されており、一部原野があるという状況でした。植栽された時期は昭和51年頃で約40年経過していますので、調査班としては許可妥当と判断をしました。委員の皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。

議長：田中 通夫君

地元委員から補足説明がありましたら、説明をお願いします。

議長：田中 通夫君

ないようですので、只今から1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：田中 通夫君

日程第4 議第98号 農地法第5条の規定による許可を受けた農地転用事業計画の変更申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：細田 正樹君

5ページをご覧ください。議第98号 農地法第5条の規定による許可を受けた農地転用事業計画の変更申請について 上記のことについて、別紙のとおり農地転用事業計画変更申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。6ページに案件の内容、7ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。

本案件につきましては、既に農地法第5条の規定による許可を受けている案件ですが、これに関して転用目的を変更するというものです。6ページの一番右の欄、転用目的のところに書いてありますが、変更前は、農家住宅、車庫、農機具庫ということで、平成15年1月15日付け指令東農第25号の128という許可指令番号で既に許可が出ている案件です。当初計画では、農家住宅に申請者の子が入居する計画でしたが、子の配偶者の父親の健康状態が悪く松江市に居住せざる負えなくなりました。その後、その兄弟が農業を手伝うとして住宅を建てる計画もありましたが、経済的に建てられる状況になく、やむを得ず住宅の建築を断念したものです。変更内容は、申請人が代表取締役を務めている建設会社が、公共事業である平成28年度農地整備事業（経営体育成型）安田地区 区画整理その3工事を請け負うこととなり、周辺で工事資材を置く場所が急遽必要となり探しましたが、周辺は優良農地であり、適地が見つかることが出来ませんでした。そこで、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、分断等周辺農地の営農に与える影響が少なく、公共事業の工期を厳守するための緊急性と資材を置くための必要面積が確保できることから当申請地の事業計画を変更し資材置場として建設会社に貸し出すものです。以上のことから、農地転用事業計画の変更は、適当であると考えます。また当建設会社では、会社敷地が狭く、日頃から資材の置場所に苦慮しているため当該工事が完了した後も資材置場として当建設会社に継続して貸し出す予定となっています。以上です。

議 長：田中 通夫君

事務局の説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について26番佐々木委員 お願いします。

26番 佐々木 吉茂君

26番 佐々木です。1番の案件について申請場所の説明をします。7ページの位置図をご覧ください。庁舎の前の道路を左折すると米子に向かう道があります。この道を進むとJAの米飯加工センターが右手に見えます。さらに約100m行ったところに茶工場があります。そこから、50m行って左折するとこの申請地を通る前の道に出ます。そこから約100m行った左側が申請場所です。

議 長：田中 通夫君

次に現地調査4班の調査報告を23番 渡邊 克実委員 お願いします。

23番 渡邊 克実君

23番 渡邊です。現地調査の報告をします。現地において地元委員の佐々木委員より説明を受けました。現地を確認したところ、転用事業計画を変更し資材置場にするることよっての周辺農地に対する悪影響等はないと思われまますので、調査班としては許可妥当と判断しました。委員の皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長：田中 通夫君

地元委員から補足説明がありましたら、説明をお願いします。

議 長：田中 通夫君

ないようですので、只今から1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：田中 通夫君

日程第5 議第99号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：細田 正樹君

8ページをご覧ください。議第99号 農地法第5条の規定による許可申請について 上記のことについて、別紙のとおり農地法施行規則第48条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。9ページに案件の内容、10ページから11ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は3件で、所有権移転に関する案件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。

1番は、農地の区分は、概ね10ha以上の農地の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地と判断します。転用目的は、個人住宅で、権利の設定は所有権移転です。申請人は、現在、松江市東出雲町に住んでいますが、両親も高齢となり将来的に面倒もみないといけなことから、親と同居する計画をたてまし

た。しかし、実家の構造及び間取りが二世帯住宅として住むには無理があることから、実家の近くで用地を求めるとし、適地を探しましたが、利用できる土地が無く、困っていました。そこで、両親の家の近くで、地権者の同意が得られ、分断等周辺農地の営農に与える影響のない本申請地に、住宅を新築する計画をしました。よって、この当該申請地以外では、その目的が達成出来ませんので、農地法施行規則第33条第1項第4号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。また関係他法令との整合性については、当該申請地は、都市計画法による市街化調整区域であるため、5月31日付けで受理された都市計画法第29条第1項の規定による開発行為許可申請書の写しが添付され、許可見込みとのことです。この農地の対価は、無償です。

2番は、農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断しています。転用目的は、個人住宅建築で、権利設定は所有権移転です。申請者は、現在、夫婦と子供2人の計4人で、市内の社宅に住んでいますが、子供の成長に伴って居住が手狭になってきたことや、40歳になると社宅から退去することが通例となっていることから、新たに一戸建て住宅の建設を計画しました。そこで、妻の親族の家がある荒島地区で小学校通学圏内の宅地を探しましたが、見つかることも出来ず、自己所有地もなく困っていました。そこで、今回地権者の同意が得られ、分断等周辺農地の営農に与える影響の少ない本申請地に、住宅を新築する計画をしました。よって、当該申請地以外では、その目的が達成出来ませんので、農地法第5条第2項第2号に該当すると考えています。従いまして、農地区分、転用目的、許可条項等については適当ではないかと考えます。また関係他法令との整合性については、当該申請地は、都市計画法による市街化調整区域であるため、7月5日付けで受理された都市計画法第29条第1項の規定による開発行為許可申請書の写しが添付され、許可見込みとのことです。この農地の対価は、364万円です。

3番は、農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断しています。転用目的は、個人住宅建築で、権利設定は所有権移転です。申請者は、夫婦と子供2人の4人で市内のアパートに居住してしますが子供の成長に伴って住居が手狭になってきたこと、今年第3子が生まれる予定であり、新たに一個建て住宅を建築する計画しました。現在、子供は荒島小学校、赤江保育所に通っていることなどから荒島小学校通学圏内の宅地を探しましたが市内に自己所有地もなく困っていました。そこで、この度譲渡人の了解も得ることができ、小学校の近くで利便性がよく、分断等周辺農地の営農に与える影響のない本申請地に、住宅を設けることとしたものです。よって、当該申請地以外では、その目的が達成出来ませんので、農地法第5条第2項第2号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。また関係他法令との整合性については、当該申請地は、都市計画法による市街化調整区域であるため、7月5日付けで受理された都市計画法第29条第1項の規定による開発行為許可申請書の写しが添付され、許可見込みとのことです。この農地の対価は、410万円です。以上です。

議長：田中 通夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について30番 福田委員、2番、3番の案件について8番 増田委員 お願いします。

30番 福田 渉君

30番 福田です。10ページの位置図をご覧ください。位置図の上の方に国道9号線があります。9号線の門生町の押しボタン信号機より伯太方面に約800m行き、左折し約200m行き、右折し約100m行ったところが申請場所です。

8番 増田 和夫君

8番 増田です。11ページの位置図をご覧ください。山陰道と県道広瀬荒島線の交差点から南へ約50m行ったところが2番案件、3番案件の申請場所です。

議長：田中 通夫君

次に現地調査4班の調査報告を23番 渡邊 克実委員 お願いします。

23番 渡邊 克実君

23番 渡邊です。5条案件の現地調査の報告をします。1番案件は、門生町字松ノ前724番4、面積が231㎡、地目は現況畑です。転用目的は個人住宅です。土地造成ですが、50cmの盛土をし、南北にL型擁壁を設置します。排水についてですが、汚水は合併浄化槽で処理し、雨水は既設排水路へ流します。農地転用事業計画書、土地の登記事項証明書、位置図、公図、土地利用計画図、地元の同意書、土地改良区の意見書など書類も整っており、調査班としましては許可が妥当と判断しました。委員の皆様のご審議の程よろしくお願いたします。

続いて2番案件は、西赤江町字神塚576番6、面積が301㎡、地目は現況田です。転用目的は住宅建設です。土地造成ですが、30cmの盛土をし、東側にL型擁壁を設置します。排水についてですが、雨水は東側の隣接の田に配水管を設置し既設排水路に流し、汚水は公共下水道に流します。農地転用事業計画書、土地の登記事項証明書、位置図、公図、土地利用計画図、地元の同意書、土地改良区の意見書など書類も整っており、調査班としましては許可が妥当と判断しました。委員の皆様のご審議の程よろしくお願いたします。

続いて3番案件は、西赤江町字神塚576番4、面積330㎡、地目は現況畑、西赤江町字神塚576番5、面積58㎡、地目は現況畑の合計2筆388㎡です。転用目的は住宅建設です。現況畑であり、道の高さですので土地造成はありません。排水についてですが、雨水は東側既設の排水路に流し、汚水は公共下水道に流します。農地転用事業計画書、土地の登記事項証明書、位置図、公図、土地利用計画図、地元の同意書、土地改良区の意見書など書類も整っており、調査班としましては許可が妥当と判断しました。委員の皆様のご審議の程よろしくお願いたします。以上です。

議長：田中 通夫君

地元委員から補足説明がありましたら、説明をお願いします。

議長：田中 通夫君

ないようですので、只今から1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：田中 通夫君

次に2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

35番 齋藤 哲君

議長。

議長：田中 通夫君

35番 齋藤委員。

35番 齋藤 哲君

35番 齋藤です。2番、3番の案件について質問します。この区域は調整区域ということですが、こ

の区域が緩和区域であるかどうかということ、2番案件の排水についてですが、どのような排水管となるのか教えていただきたいと思います。

23番 渡邊 克実君

位置図上申請場所の右隣の隣接地の田んぼの中に配水管が設置されます。この隣接地は、3条の地上権設定案件になっています

事務局：細田 正樹君

2番、3番案件の区域は緩和区域です。

35番 齋藤 哲君

わかりました。

議長：田中 通夫君

他に質疑はありませんか。

議長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：田中 通夫君

次に3番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：田中 通夫君

日程第6 議第100号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。議事の前に安来市農業委員会会議規則第10条の議事参与制限により、18番 谷川委員の退席を求めます。事務局の説明を求めます。

事務局：細田 正樹君

議第100号 農地法第3条の規定による許可申請について 上記のことについて、別紙のとおり農地法施行規則第10条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。続いて3ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、4件です。1番、2番、4番は 所有権移転 に関する案件で、3番が その他使用収益権 に関する案件です。現地調査の確認につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。

1番は、受贈による贈与のための所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができ

るかについては、通作距離は100mで、必要な農機具は発動機が2台、トラクター、管理機、軽トラックをそれぞれ1台所有しています。また、労働力は本人と母、子供2人の計4人です。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、無償です。

2番は、受贈による贈与のための所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離は800mで、必要な農機具は田植機、トラクター、コンバイン、軽トラックをそれぞれ1台所有しています。また、労働力は本人と妻の計2人です。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、無償です。

3番は、その他使用収益権の設定に関する案件です。この申請は、その取得しようとする権利が民法第269条の2第1項の地下又は空間を目的とする地上権と同じくするその他の権利の設定であり、議第99号農地法第5条の規定による許可申請についての2番案件で転用申請のあった転用地の雨水を水路に流すために配水管を埋設するものです。転用地から隣接した市道を隔てた所に水路がありますが、雨が降るとすぐにオーバーフローしてしまうことから水利組合の同意を得ることができず、やむを得ず隣接した当農地を隔てた所にあり水利組合の同意も得られた水路を利用するために設定するものです。また、この農地の対価は、無償です。

4番は、受贈による贈与のための所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離は平均2.5kmで、必要な農機具は田植機、コンバイン、ハンマーモアをそれぞれ1台所有し、トラクター、田植機、コンバインをそれぞれ2台リースしています。また、労働力は理事3人が常時従事しています。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、無償です。

議長：田中 通夫君

事務局の説明が終わりました。地元委員から補足説明を1番の案件について15番 永田委員、2番の案件について31番 岡田委員、3番の案件について8番 増田委員、4番の案件について27番 山崎委員 お願いします。

15番 永田 正満君

15番 永田です。1番案件について説明します。先ず、場所についてですが、国道9号線飯梨川から西の方へ約1km行くと赤江の信号があります。その信号機から北へ向かい約300m行ったところの水田地帯の一部が申請場所です。本案件は、親から子への贈与ということであり、周辺農地への影響はないと考えます。委員の皆様のご審議の程よろしく願いいたします。

31番 岡田 一夫君

31番 岡田です。2番案件について説明します。先ず、場所についてですが、安来方面から安来伯太日南線伯太方面に向かうと宇賀荘大橋があります。そこで左折し約200m行ったところで、清井町へ右折し、清瀬町方面に約800m進んだところを左折し、約300m行った谷部の田です。本案件は、親から子への贈与ということであり、周辺農地への影響はないと考えます。委員の皆様のご審議の程よろしく願いいたします。

8番 増田 和夫君

8番 増田です。3番案件について説明します。先程の議第99号の2番案件で審議があったところが申請場所です。雨水を排水するのに一番近い場所での排水は水利組合の許可が得られないということで、この農地に地上権を設定し農地の中に配水管を埋設して排水するということになりました。周辺に農地は

なく、該当農地への影響もないと考えます。委員の皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。

27番 山崎 雅三君

27番 山崎です。4番案件について説明します。先ず、場所についてですが、宇賀荘地内の白鳥ロードの交差点から県道布部安来線を吉田方面に向かって川沿いを約1km行き、鳥木町に入ります。その鳥木町の入口の鳥木橋を渡り、さらに行き殿川内町内に入ります。殿川内町内の真ん中より少し奥の場所で、鳥木橋から南東へ約3.5km上がったところで、ここは圃場整備の対象となっている場所であり、周辺農地への影響はないと考えます。委員の皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。

議長：田中 通夫君

説明が終わりました。それでは只今から1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：田中 通夫君

次に、2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：田中 通夫君

次に、3番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

35番 齋藤 哲君

議長。

議長：田中 通夫君

35番 齋藤委員。

35番 齋藤 哲君

35番 齋藤です。地上権を設定するということは、米を作るときは地上権を持っている人の許可が必要ですか。

19番 妹尾 茂君

議長。

議長：田中 通夫君

19番 妹尾委員。

19番 妹尾 茂君

19番 妹尾です。私も同様の質問ですが、地上権が配水管の通る面積だけ設定されるのであれば、分かりますが、一枚全てについて設定されるということはどのようなことになりますか。10年先になって支障が出ることはありませんか。

事務局：竹内 章二君

これは、農地法での地上権設定であり、民法上の使用貸借とは違いますので、切り離してお考えいただきたいと思います。

19番 妹尾 茂君

分かりました。

議長：田中 通夫君

他に質疑はありませんか。

議長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：田中 通夫君

次に、4番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

15番 永田 正満君

議長。

議長：田中 通夫君

15番 永田委員。

15番 永田 正満君

15番 永田です。この案件は法人が登記されるのですか？

事務局：竹内 章二君

そうです。

31番 岡田 一夫君

議長。

議長：田中 通夫君

31番 岡田委員。

31番 岡田 一夫君

31番 岡田です。質問ではありませんが、法人が土地を取得するのに無償というのは支障があるので

はないかと考えます。

議 長：田中 通夫君
他に質疑はありませんか。

議 長：田中 通夫君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：田中 通夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。この際、18番 谷川委員の退席を解除します。

議 長：田中 通夫君
日程第7 報第110号 農地法第4条の規定による届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：細田 正樹君
14ページをご覧ください。報第110号 農地法第4条の規定による届出について 上記のことについて、別紙のとおり農地法施行規則第50条の規定による市街化区域内における届出書の提出がありましたので報告するものです。今月の農地法第4条の届出は、1件です。

1番は、転用目的は、一般住宅です。また、現地については、地元委員の報告があります。以上です。

議 長：田中 通夫君
説明が終わりました。1番の案件について、地元委員から申請場所の説明を求めます。14番 根来委員お願いします。

14番 根来 茂樹君
14番 根来です。1番案件の場所を説明します。16ページの位置図をご覧ください。図中央に東西に走っているのが主要地方道路安来荒島線です。右端の第一中学校の校門前から荒島方面に向かって約150m行き、吉田橋を渡ってすぐ左折して約60m行った右側が届出場所です。

議 長：田中 通夫君
この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：田中 通夫君
日程第8 議第101号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：細田 正樹君
17ページをご覧ください。議第101号 農用地利用集積に計画の決定について 上記のことについて、別紙のとおり決定依頼がありましたので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審議を求めるものです。20ページをご覧ください。計画要請につきましては、下段の表の「利用集積計画件数、面積」の欄をご覧ください。

今月は、賃借権が 3件で、4,082㎡、使用貸借が 5件で、5,005㎡、全体 で8件で、9,087㎡となっています。詳細につきましては、農林振興課から説明があります。

農林振興課：仙田 美浩君

農林振興課の仙田です。今月の利用集積計画案の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長：田中 通夫君

説明が終わりました。それでは質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件は提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：田中 通夫君

日程第9 報第111号 農地法第3条の3第1項の規程による届出について を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局：細田 正樹君

33ページをご覧ください。報第111号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 上記のことについて、別紙のとおり農地法施行規則第21条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。23ページに届出内容を載せていますのでご覧下さい。今月の届出については、1件です。以上です。

議 長：田中 通夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：田中 通夫君

日程第10 報第112号 公共事業の施行に伴う廃土処理に係る届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：細田 正樹君

24ページをご覧ください。報第112号 公共事業の施行に伴う廃土処理に係る届出について 上記のことについて、別紙のとおり届出書の提出がありましたので報告するものです。

今月の公共事業の施行に伴う廃土処理に係る届出は2件です。いずれも、安来市上下水道部 より届出のあったもので1件目は 事業名は、 上山佐常願寺地区内配水管改良（その1）工事 で工期は既に始まっていますが、平成28年6月20日から9月30日までです。終了後は畑として利用されます。

2件目は 事業名は、 上山佐中口・下明地区内配水管改良工事 で工期は既に始まっていますが、平成28年7月4日から11月25日までです。終了後は畑として利用されます。以上です。

議 長：田中 通夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：田中 通夫君

日程第11 報第113号 土地改良区からの地目変更届出の通知について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：細田 正樹君

26ページをご覧ください。報第113号 土地改良区からの地目変更届出の通知について、上記のことについて、別紙のとおり土地改良区からの通知がありましたので報告するものです。27ページをご覧ください。土地改良区からの通知は、2件で、畑への地目変更です。以上です。

議長：田中 通夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：田中 通夫君

本日の議案の審議は全て終わりました。以上で、第25回安来市農業委員会会議を閉会とします。

(午後3時30分)